

令和5年第2回笠間市教育委員会臨時会議事録

- 1、招集日時 令和5年3月17日（金） 午後3時00分開議
- 2、招集場所 笠間市役所教育棟 教育委員会室
- 3、議事録署名人 鳥羽田 信
- 4、出席者 教育長
教育委員 4名
事務局 5名
- 5、傍聴人 なし
- 6、提出された議題（議事） 以下のとおり
- 7、会議の概要
 - (1) 開会
小沼教育長 午後3時00分開会を宣す。
 - (2) 議事録署名人の指名
小沼教育長 鳥羽田委員を指名する。

小沼教育長 会議に先立ち、笠間市中学生海外研修補助金交付要綱についての議案の修正を發議したいと思います。本案件の交付要綱は市長が定めることとなることから、教育委員会への付議案件ではないため、本日の議事日程から、笠間市中学生海外研修補助金交付要綱についてを削除したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 異議なしと認め、笠間市中学生海外研修補助金交付要綱についてを議事から削除いたします。
 - (3) 議事
小沼教育長 それでは、議事に入ります。本日の議事のうち、「議案第6号」は人事案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する

る法律第十四条第7項の規定に基づき審議を非公開としたいと思
いますがいかがでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 それでは、異議なしと認め、「議案第6号」の案件を非公開とい
たします。

【議案第6号】 非公開

小沼教育長 非公開の案件が終了いたしましたので、会議の非公開を解除い
たします。

小沼教育長 「議案第7号 笠間市教育相談員設置規則を廃止する規則につ
いて」事務局から説明を求めます。

事務局 議案第7号 笠間市教育相談員設置規則を廃止する規則につい
てご説明いたします。4ページをお開きください。本案は、令和
2年度の教育支援室の設置により、事業が終了していることから、
規則を廃止するものです。説明は以上です。

小沼教育長 ただいま、事務局から説明がございましたが、「笠間市教育相談
員設置規則を廃止する規則について」は、別紙のとおり上程をさ
れております。これより質疑に入ります。何かご質問等ございま
すか。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに
異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 異議なしと認め、「議案第7号 笠間市教育相談員設置規則を廃
止する規則について」は、原案のとおり可決いたします。

小沼教育長 続いて「議案第8号 笠間市英語指導助手就業規則を廃止する
規則について」事務局から説明を求めます。

事務局 議案第8号 笠間市英語指導助手就業規則を廃止する規則につ

いてご説明いたします。6ページをお開きください。本案は、英語指導助手（AET）につきまして、当初は、就業規則を制定し、任用していましたが、現在は、笠間市教育委員会会計年度任用職員任用管理規程に基づき任用していることから、規則を廃止するものでございます。説明は以上です。

小沼教育長 ただいま、事務局から説明がございましたが、「笠間市英語指導助手就業規則を廃止する規則について」は、別紙のとおり上程をされております。これより質疑に入ります。何かご質問等ございますか。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 異議なしと認め、「議案第8号 笠間市英語指導助手就業規則を廃止する規則について」は、原案のとおり可決いたします。

小沼教育長 続いて「議案第9号 笠間市外国語指導助手任用規則を廃止する規則について」事務局から説明を求めます。

事務局 議案第9号 笠間市外国語指導助手任用規則を廃止する規則についてご説明いたします。本案は、外国青年招致事業（JETプログラム）による外国語指導助手の任用事業が終了していることから、規則を廃止するものでございます。説明は以上です。

小沼教育長 ただいま、事務局から説明がございましたが、「笠間市外国語指導助手任用規則を廃止する規則について」は、別紙のとおり上程をされております。これより質疑に入ります。何かご質問等ございますか。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 異議なしと認め、「議案第9号 笠間市外国語指導助手任用規則を廃止する規則について」は、原案のとおり可決いたします。

小沼教育長 続いて「議案第10号 笠間市心の教育相談員設置要綱を廃止する訓令について」事務局から説明を求めます。

事務局 議案第10号 笠間市心の教育相談員設置要綱を廃止する訓令についてご説明いたします。本案は、令和2年度の教育支援室の設置により、事業が終了していることから、要綱を廃止するものでございます。説明は以上です。

小沼教育長 ただいま、事務局から説明がございましたが、「笠間市心の教育相談員設置要綱を廃止する訓令について」は、別紙のとおり上程をされております。これより質疑に入ります。何かご質問等ございますか。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 異議なしと認め、「議案第10号 笠間市心の教育相談員設置要綱を廃止する訓令について」は、原案のとおり可決いたします。

小沼教育長 以上で全ての議事が終了いたしました。

(4) その他 なし

(5) 閉会

小沼教育長 午後3時13分閉会を宣す。

8、議決事項

議案第6号	令和5年度笠間市教育委員会事務局職員の人事異動について	可決
議案第7号	笠間市教育相談員設置規則を廃止する規則について	可決
議案第8号	笠間市英語指導助手就業規則を廃止する規則について	可決
議案第9号	笠間市外国語指導助手任用規則を廃止する規則について	可決

議案第10号 笠間市心の教育相談員設置要綱を廃止する訓令について 可決